

## 福津市入札心得書

### 1 目的

福津市所掌の契約に係る指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、福津市財務規則（平成 17 年福津市規則第 138 号。以下、「財務規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

### 2 入札保証金

財務規則第 106 条第 2 項第 2 号により免除する。

### 3 入札等

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面（、契約書案）及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面（、契約書案）等について疑義があるときは、別に定める方法で説明を求めることができる。
- (2) 入札日時までに参加がない場合は、棄権とみなす。
- (3) 仕様書及び図面等は、入札以外の用途に使用しないこと。
- (4) 入札書は、様式 1 により作成し、封筒に入れずに提出すること。
- (5) 郵便による入札は認めない。
- (6) 入札の回数は再度入札を含めて3 回を限度とする。
- (7) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式 2）を持参させなければならない。入札書には、会社名及び代理人名を併記し、代理人の印を押印すること。
- (8) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (9) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、入札会場において通信機器を使用することはできない。
- (10) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (11) 無効の入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

### 4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札辞退届（様式 3）又はその旨を明記した入札書を提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### 5 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### 6 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- (2) 入札参加者が 1 者の場合、入札の執行は中止する。

### 7 無効となる入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札者（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人がある場合は当該代理人の氏名及び押印のない入札
- (3) 指名通知であらかじめ入札書の様式を指定している場合において、指定した様式以外の入札書を提出した場合

- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記載すべき事項（件名等）の記載内容が指名通知の表記内容と一致しない場合（誤字、脱字等が3文字以内の軽微なものであり、かつ対象業務等の特定が明確であると判断できる場合を除く。）
- (6) 入札書、委任状において記載されている日付が入札執行日の日付と異なる、又は日付の記載がない場合
- (7) 金額の記載がない入札、金額を訂正した入札
- (8) 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの
- (9) 他の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの
- (10) 談合その他の不正行為があったと認められる入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

## 8 失格となる入札

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、入札金額が最低制限価格を下回る入札
- (2) 予定価格の事前公表を行った入札において、入札金額が予定価格の制限の範囲を超える入札

## 9 落札者の決定

予定価格以内の価格であって、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

## 10 再度入札及び入札不調

- (1) 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。入札回数は再度入札を含めて3回を限度とする。
- (2) 再度入札を含む3回の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、最低入札価格が予定価格に近い場合、最低価格をもって入札した者と協議を行い、見積書の提出により、予定価格以内であれば随意契約を行うことがある。ただし、前記にかかわらず協議の中止を行うこともある。

## 11 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (2) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

## 12 契約保証金等

契約金額が50万円以上の契約を締結する場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社が市と履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去2年の間に市若しくは他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したもの（この場合は業務履行証明書を提出すること）。

## 13 契約書等の提出

落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書を提出しなければならない。ただし、予定価格1億5,000万円以上の製造の請負契約及び予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、議会の議決を必要とするので、落札決定の日から7日以内に仮契約を行い、議会の議決日をもって本契約とする。

## 14 部分払

売渡者は、契約書案に部分払の特約がある場合は、財務規則第151条の規定に基づき、部分払を受けることができる。

## 15 代金の支払

納入が完了したときは、売渡者の提出する納品書を受領した日より10日以内に売渡者立会のもとに検査を行い、検査に合格したときは契約代金請求の日から30日以内に支払う。

## 16 契約不適合責任

納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合は、市は不適合を知ったときから1年間、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

## 17 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得書、仕様書、図面（、契約書案）及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 18 その他

入札参加者の費用弁償は行わない。

契約保証金には、利子を付けない。